

平塚市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市市民活動推進条例（平成14年条例第17号。以下「条例」という。）第7条第2号に規定する市民活動の推進のために必要な財政的支援措置を講ずるため、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第1項に規定する、市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第2項に規定する、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- (3) 地域活動団体 地域住民の親睦と福祉の増進を図る目的で自主的に組織された団体で市長が認めた単位自治会、町内会及びその連合会、並びに、地域住民により自主的に組織された地域課題の解決をはかる活動を行う、営利を目的としない団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件をいずれも満たす市民活動団体及び地域活動団体とする。

- (1) 活動拠点が平塚市にあること。
- (2) 構成員が5人以上で、かつその内3人以上は平塚市民で組織されていること。
- (3) 組織の運営に関する定款、会則、規約等があること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、主として平塚市内において行われる市民活動及び市民活動団体の組織の基盤整備事業とし、補助事業の区分、対象団体の要件は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 本市から他の制度による補助を受ける事業
- (2) 特定の個人または団体の利益のために行われる事業
- (3) 政治又は宗教布教を目的とする事業

(交付の制限及び条件)

第5条 補助金の交付を受けることができる回数の制限は、別表に定めるとおりとする。

第5条の2 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としない

ものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人であって、代表者又は役員のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金の交付申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において、市長が定める。

2 補助金額に一万円未満の端数が生じたときには、これを切捨てるものとする。

（対象経費）

第7条 補助の対象となる経費は、第4条に規定する補助対象事業に直接必要なものとし、当該事業に関係のない経費及び、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 総会・理事会等の会議費
- (2) 飲食費
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 積立金
- (8) 団体構成員への賃金・謝金
- (9) 電話代及びインターネット通信料
- (10) 事務所の借上げ料及び維持費用

（交付事業の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付を受ける事業について、所定の期間内に、平塚市市民活動推進補助金事業企画申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（第2号様式）
- (2) 定款又は会則、規約その他これらに準ずるもの
- (3) 団体の収支関係書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けようとする団体が、同一年度内に申請できる事業は1事業とする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(審査選考等)

- 第9条 市長は、補助金を交付する事業の審査選考にあたっては、平塚市市民活動推進補助金審査会に対し諮問し、同審査会は書類並びにプレゼンテーションによる選考を行い、その結果を市長に答申する。
- 2 市長は、前項の答申に基づき、補助金交付事業を決定し、その旨を当該団体に通知するものとする。

(補助金交付申請書)

- 第10条 前条の規定による補助金の交付事業の決定を受けた当該団体は、平塚市市民活動推進補助金交付申請書（第3号様式）及び収支予算書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

- 第11条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたとき、平塚市市民活動推進補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

- 第12条 補助金の交付は、前条の規定による通知後1月以内に行う。

(事業計画の変更の申請等)

- 第13条 規則第8条第1項に規定する事業計画の変更の申請は、事業完了前に、平塚市市民活動推進補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、補助事業に要する経費の配分の軽微な変更について市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 平塚市市民活動推進補助金事業変更計画書（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第8条第2項に規定する決定の内容を変更したときは、平塚市市民活動推進補助金事業変更・中止・廃止決定通知書（第8号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 規則第11条の規定による実績報告は、平塚市市民活動推進補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）平塚市市民活動推進補助金事業報告書（第10号様式）

（2）領収書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する書類の提出のほか、平塚市市民活動推進補助金審査会が開催する事業報告会に参加し、事業報告を行わなければならない。

（補助金額の確定通知）

第15条 規則第12条に規定する補助金額の確定通知は、平塚市市民活動推進補助金確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（決定の取り消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 第14条に規定する実績報告を拒否したとき。

（4） 補助事業が完了する見込みがないとき。

（5） その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく命令等に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金を返還させるものとする。

3 前2項に規定する補助金の返還を命じるときは、平塚市市民活動推進補助金返還通知書

(第12号様式)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得金額5万円以上の財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに、事業完了後5年間を経過した場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第13号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本支所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部を返還を命じるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(関係書類の整備)

第20条 補助金の交付を受けた者は、会計帳簿その他証拠となるべき書類により、補助金の交付を受けた事業に係る経費の収支を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助事業の区分	対象団体の要件	補助金額の上限	補助率	補助金の交付回数制限
入門コース	今までに、当補助金の補助及び公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成を受けていない市民活動団体及び地域活動団体。	10万円	対象経費の100%まで	1団体1回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。
発展コース	活動をさらに発展させたい、申請時点で、団体設立後1年以上経過している市民活動団体及び地域活動団体。	50万円	1回目 対象経費の90%まで 2回目 対象経費の80%まで 3回目 対象経費の70%まで	1団体3回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。
組織基盤整備コース	組織基盤を整備することで、活動を発展させたい市民活動団体。	20万円	対象経費の100%まで	1団体2回まで ※公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含む。